

宮内庁行政効率化推進計画

平成16年6月15日
宮内庁
平成17年6月30日改定
平成18年8月29日改定
平成19年7月2日改定
平成20年12月26日改定

1. 公用車等の効率化

(これまでの取組)

- 皇室諸行事のための自動車運行の必要性等から削減は困難であるが、なおその可能性について検討してきた。
- 平成16年度に公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）2台を削減した。
- 運転担当技官の一部については退職後不補充
- 共用利用を推進し効率的に運用
- 低公害車への切り換え及びアイドリングストップの励行により燃料費を削減
- 交通安全教育を実施するとともに、全ての公用車にETCを導入し、高速道路料金の削減を図った。
- 公共交通機関の利用促進のため、IC乗車券を導入した。
- 自転車を導入

(今後の取組計画)

- 皇室諸行事のための自動車運行の必要性から削減は困難であるが、なお引き続きその可能性について検討していく。
- 平成25年度までに公用車3台の削減を図る。
- 業務用車（公用車以外で、3, 5, 7ナンバーの車両をいう。）については、すべて職員が運転し経費節減に努めているところ。保有台数は、真に必要なものに限定する。

- 運転担当技官の一部については退職後不補充とする。
- 常時運行状況を把握の上、集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上を引き続き図る。また、移動に際しては、自転車及び公共交通機関の利用を促進する。
- 現在、低排気量車(1,800cc 以下)は18台導入しているが、引き続き、業務の実態を踏まえ、可能な限り、低排気量車等への切り換えについて検討する。
- 引き続き、アイドリングストップ等のエコドライブを推進するとともに、ハイブリッド車、低公害車の導入率100%を維持し、燃料費を削減する。
- 引き続き、交通安全教育を実施するとともに、ETCの利用を継続し業務の効率化を進める。

《取組実績》	
(公用車)	
31台(取組み開始年度)→29台(16年度)→29台(17年度)→29台(18年度)→29台(19年度)→28台(20年度)→28台(21年度)	
	(▲3台)
平成21年度予算における削減効果	▲25,803千円
(人件費を除く削減効果)	▲3,283千円)

2. 公共調達効率化

(これまでの取組)

【一般競争入札の推進】

- 公共工事以外の公共調達について、入札を実施するに当たっては、原則として一般競争入札によることとした。また、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮した。
- 消耗品等の調達に当たっては、必要に応じ単価契約による調達の推進などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進した。備品、役務等の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推

進した。

- 一般競争入札の実施状況を、一般競争入札による調達割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、ホームページにおいて公表した。

【適切な競争参加資格の設定】

- 民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価した。
- 調達物品の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう徹底した。

【予定価格の適正な設定】

- 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努めた。

【落札率1事案への対応等】

- 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引事例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努めた。
- 平成18年10月1日以降に契約締結した一定金額以上の公共調達については、ホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、予定価格、落札率、随意契約の場合はその理由等を一覧表にして公表した。

【随意契約の適正な運用等】

- 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行った。
- 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努めた。
- 内部監査において、随意契約の重点的監査を実施した。

- 随意契約の適正化のため、所管公益法人等との間で平成17年度に締結した随意契約について、緊急点検を実施し緊急点検結果を踏まえ、平成18年6月に「随意契約見直し計画」を公表した。また、所管公益法人等以外の者と締結した随意契約についても点検を行い、点検結果を平成19年1月に公表した。
- 「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）に基づき、全ての分野の監視を行う第三者機関として、宮内庁契約監視委員会を同年12月19日に設置した。
- 少額随契による場合においても、見積合わせを行うなど競争手法の導入に努めた。

【その他】

- 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図った。
- 事務用品の各部局への払い出し（引き渡し）の頻度を少なくすることにより、まとめ買いによるコスト削減及び調達・払い出し業務の効率化を行った。
- 電子入札・開札システムを利用した入札の活用を図った。
- 競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に引き続き努めた。
- 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動記録を適切に行うとともに、不要となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定した。

（今後の取組計画）

【一般競争入札の推進（公共工事）】

- 公共工事について、昨年度に引き続き工事目的物の有する特殊性に

鑑み、一般競争方式に適さないものを除き、予定価格が1億円以上のものについては、原則一般競争方式によることとするなどその拡大を図るとともに、1億円未満の工事についても、不良・不適格者の排除等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める。また、一般競争入札による調達割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

- 平成20年度以降に新規に発注する公共工事において、工事目的物の有する特殊性に鑑み、総合評価方式に適さないものを除く工事については、工事の規模、内容等を十分に検討した上で必要がないと認められる場合を除き、総合評価方式をするとともに、毎年度の総合評価方式の実施状況を公表する。
- 公共工事において、一定金額以上の公表については、引き続きインターネットを活用するなどその透明性の確保の向上に努めるとともに、工事費内訳書の有効活用、公正取引委員会との連携強化等により入札契約過程の監視を強化し、併せて入札契約手続改善のために必要な取組を行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。
- 「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（平成20年3月28日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）に盛り込まれた取組を実施する。
- 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を図るため、入札ボンド、多段階審査等、第三者機関の活用等、その条件整備を進める。
- 公共工事に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について、関係省庁により取り決められたものを極力採用するための検討を引き続き行うこととする。
- 官庁営繕に関して、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等のために必要な措置を講じる。

《取組実績》

・平成20年度における公共工事（競争方式）の実績

(H20. 11. 28現在)

予定価格が1億円以上の工事

一般競争方式 2件 (66.7%) , 342百万円 (43.4%)

一般競争方式以外の全ての競争方式
1件 (33.3%) , 446百万円 (56.6%)

予定価格が1億円未満の工事

一般競争方式 11件 (12.9%) , 144百万円 (17.3%)

一般競争方式以外の全ての競争方式
74件 (87.1%) , 686百万円 (82.7%)

平成21年度も引き続き、工事目的物の有する特殊性に鑑み、一般競争方式に適さないものを除き、不良・不適格者の排除等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める予定。
なお、御所及び宮殿等は、専ら皇室の用に供される施設であり、御生活や御活動に関わるものであるため、これら重要施設の工事は一般競争方式には馴染まないことから、対象範囲外としているところである。

アドレス <http://www.kunaicho.go.jp/15/chotatu-00.html>

・平成20年度における総合評価方式の実績(H20. 11. 28現在)

2件 (2.0%) , 342百万円

平成21年度においても、工事の規模、内容等を十分に検討した上で必要がないと認められる場合を除き、できる限り総合評価方式の導入に努める。

アドレス <http://www.kunaicho.go.jp/15/chotatu-00.html>

・公共工事の一定金額以上の公表

インターネットを活用した、公共工事における一定金額以上の公表を実施している。また、談合情報を得た場合の対応を定めた、談合情報マニュアルを作成し適切な運用に努めている。

アドレス <http://www.kunaicho.go.jp/15/chotatu-00.html>

【一般競争入札の推進（公共工事以外）】

- 公共工事以外の公共調達について、入札を実施するに当たっては、原則として一般競争入札によることとする。また、適切な入札参加

資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮する。また、昨年に引き続き一般競争入札による調達割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

- 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。
- 消耗品等の調達に当たっては、引き続き、必要に応じ単価契約による調達の推進などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。特に消耗品3品目（コピー用紙、トナー類及び文具用品類）は、調達事務の集約化等を行うとともに、集約化等を行ってもなおかえってコストが高くなる場合を除き、3品目とも単価契約による調達を行う。備品、役務等の調達に当たっては、引き続き、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
- 公共工事以外の公共調達について、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。
- 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。
- 地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。

《取組実績》

・ 一般競争入札

当該年度が終了した後、一般競争入札の実施状況をホームページで公表している。

一般競争入札公告件数(H20.11.28現在)

54件

アドレス <http://www.kunaicho.go.jp/15/chotatu-00.html>

・ 消耗品の調達

消耗品3品目（コピー用紙、トナー類及び文具用品類）の調達事務については、平成21年度より単価契約を実施する。

①平成21年度予算における削減効果（消耗品の額）	▲1,801千円
②単価契約を採用したことによる削減効果（消耗品の額）	▲114千円

【適切な競争参加資格の設定等】

- 実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。
 - ア 受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す。
 - イ 発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。
 - ウ 受注実績が無くても入札に参加できるよう、業務のマニュアル化を進める。
 - エ 参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る。
 - オ 長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する。
 - カ 契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。
- 宮内庁契約監視委員会においては、応札者又は応募者が1者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。
- 総合評価方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。
- 工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置の導入について引き続き検討する。
- 優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースの活用を引き続き検討する。
- 民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として引き続き適切に評価する。
- 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。なお、調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限

の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。

【予定価格の適正な設定】

- 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に引き続き努める。

【随意契約の見直し等】

- 平成19年1月に作成した「随意契約見直し計画」（改訂）について、その実施状況のフォローアップを行い、結果を公表する。
- 一定金額以上の公共調達については、引き続きホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、予定価格、落札率、随意契約の場合はその理由等を公表する。特に、随意契約の相手方が所管公益法人等であるものについては、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載するものとする。
- 随意契約について「随意契約見直し計画」に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行する。移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とする。平成20年度以降、競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を公表する。
- 実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。（再掲）
 - ア 受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す。
 - イ 発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。
 - ウ 受注実績が無くても入札に参加できるよう、業務のマニュアル化を進める。
 - エ 参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る。
 - オ 長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する。
 - カ 契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。
- 宮内庁契約監視委員会においては、応札者又は応募者が1者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。（再掲）

- 総合評価方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。（再掲）
- 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を引き続き厳格に行う。
- 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に引き続き努める。
- 庁内の内部監査において、随意契約の重点的監査を引き続き実施する。
- 本庁において、「随意契約見直し計画」（改訂）の対象となっている契約を中心に、宮内庁全体の入札・契約の状況を引き続き定期的に把握する。
- 随意契約を締結する際には、本庁においては必ず長官官房主計課において随意契約によることとした理由等についての審査・決裁を経る体制となっており、また、地方支分部局等においても本庁に準じた体制となっているが、引き続き、内部牽制の充実・決裁体制の強化に努める。
- 少額随契による場合においても、見積合わせを行うなど競争手法の導入に引き続き努める。

《取組実績》

- ・ 平成19年1月の「随意契約見直し計画」（改訂）の内容
競争性のない随意契約のうち27件（2.9億円）を競争性のある手続に移行
- ・ 計画作成後の随意契約の適正化の実施状況（H20.9.30現在）
（平成20年度上半期における契約件数及び金額の状況）

競争入札	20件（17.9%）	,	181百万円（11.7%）
企画競争・公募	5件（4.5%）	,	98百万円（6.4%）
競争性のない随意契約			
	87件（77.7%）	,	1,264百万円（81.9%）
- ・ 随意契約見直しに伴う平成21年度予算における削減効果

	▲62,817千円
(主なもの)	
宮内庁ネットワーク回線使用料	▲17,565千円
パーソナルコンピュータ等借料	▲15,784千円
ネットワークシステム運用管理支援業務	▲10,098千円
宮内庁情報化統括責任者（CIO）補佐官支援業務	▲2,142千円
なお、フォローアップ結果をホームページ上に公表する。	
アドレス http://www.kunaicho.go.jp/15/chotatu-00.html	
・ 所管公益法人等との随意契約	
「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）」に基づき、ホームページにおいて順次公表している。	
アドレス http://www.kunaicho.go.jp/15/chotatu-00.html	

【落札率1事案への対応】

- 昨年に引き続き、一定金額以上の公共調達（予定価格を含め当該契約に関する情報を公開することが適当でないと認めたものを除く。）について、落札率を一覧表にして公表する。なお、公表に際しては、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の別を明らかにする。
- 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に引き続き努める。
- 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を引き続き行う。
- 宮内庁契約監視委員会において、落札率の高い案件について、重点事項として審議を行う。

《取組実績》

「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）」に基づき、ホームページにおいて順次公表している。
 アドレス <http://www.kunaicho.go.jp/15/chotatu-00.html>

【国庫債務負担行為の活用】

- コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸

借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。（可能な限り早期に実施する）

- 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。（可能な限り早期に実施する）

《取組実績》

- ・ 物品等の複数年度のリース契約
平成21年度予算においては、2事案について国庫債務負担行為にて要求した。
- ・ 情報システムの開発等における国庫債務負担行為
平成20年11月30日現在にて、該当案件なし。

【その他】

- 電力供給契約は、契約電力50kw以上の契約全てについて入札を実施する。
- 電子入札・開札システムを利用した入札の活用を引き続き図る。
- 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、ESCO事業導入の検討等を引き続き進める。
- 競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に引き続き努める。
- 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を引き続き図る。
- より一層のまとめ買いによるコスト削減及び調達・払い出し業務の効率化を引き続き図る。
- 電話料金の割引制度の活用を引き続き図る。
- ガス供給契約について、可能なものについては入札を実施する。
- 年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行うこととする。
- 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動記録を適切に行うとともに、不要となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。

《取組実績》

・ 電力供給契約

電気契約について一部競争入札を実施した。引き続き温室効果ガスの排出量削減の推進に配慮しつつ、契約電力50kw以上の契約全てについて競争入札を実施する。

平成21年度予算における削減効果額 ▲177千円

・ 電子入札・開札システムの利用

平成20年11月30日現在にて、3件の政府調達案件（一般競争入札）を実施。

3. 公共事業のコスト構造改善

（これまでの取組）

- 既製品や、高効率・高耐久性を有するものを資機材として採用することにより将来の維持管理費を節約
- ペアガラス等の採用や、機器の効率的な運転・運用を行うことにより、将来の維持管理費を節約

（今後の取組計画）

これまでの取組を含め、更に事業のコスト縮減に努めていく。
具体的な施策は次のとおり。

- 既製品や、高効率・高耐久性を有するものを資機材として採用すること（新たに高効率変圧器、無電極ランプ等を採用）により、将来の維持管理費の一層の節約を引き続き図る。
- ペアガラス等の採用や機器の効率的な運転・運用（タイマー機能を使用した自動運転）を行うことにより、将来の維持管理費の一層の節約を引き続き図る。

《取組実績》

	平成20年度の実績	平成21年度採用予定
高効率照明器具等	2件	6件
高効率変圧器	1件	0件

節水器具等	2件	4件
高効率給湯器	3件	2件
ペアガラス等	1件	2件
自動運転等	1件	1件

4. 電子政府関係の効率化

(これまでの取組)

- 「宮内庁情報セキュリティポリシー」を政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第3版）に合わせ改定した。（平成20年6月30日）
- 平成18年1月6日に策定した「宮内庁情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、ネットワーク機器、ネットワーク周辺機器の統合等を実施することにより経費の削減を図った。（平成19年度、削減額年間約72百万円）
- 平成19年度のネットワークパソコン調達に際して、省スペースデスクトップ型パソコンの購入を検討したところであるが、近年のノート型パソコンの性能が向上したことにより価格対性能比の差が少なくなってきたこと、各執務室における設置スペース及び年間の平均消費電力量の差（約3倍以上）等を総合的に考慮し、ノート型パソコンを調達した。
- 「宮内庁情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、平成19年度に安全性及び費用対効果を踏まえて宮内庁WAN回線契約の見直しを行い、最適化を図った。
- 正倉院事務所が収蔵する宝物のうち、整理済みのものの調査研究資料について、データベース化を行うとともに、宮内庁ホームページを利用して広く一般に紹介することとした。（インターネットを活用した正倉院宝物の紹介（平成15年4月から））
- 参観オンラインシステムの導入により、インターネットでも参観の申込みを受け付けることにより、国民の利便性を高めるとともに、事務の合理化を図った。（平成16年4月から）
- 給与の全額振込を100%実施（平成16年4月から）
- 宮内庁ホームページにおいて、皇室の御活動を広く、迅速に紹介す

るため、職員が簡便な作業で内容を更新できるシステムを導入することにより、事務の効率化を図った。（平成17年4月から）

- 皇居・赤坂御用地CADデータ（地形図）を作成し、従来の紙媒体による地形図や図面に代えて電子媒体による地形図や図面のデータベース化を行うことにより、効率的な管理と有効活用を図った。（平成17年4月から）
- 職員の身分証明書のICカード化を図った。
- 宮内庁関係法令集（加除式）については、すべて電子データ化を行い、全職員が閲覧可能な職員専用電子掲示板に掲載することとした。また、例規集（加除式のものを含む）等の一部についても、電子化されているCD-ROM等の導入を図った。

（今後の取組計画）

- 「情報システムに係る政府調達の基本指針」に沿って調達を進めるとともに、業務の見直しを先行して実施することにより、効率的なシステム化を図るものとする。また、調達仕様書の作成に当たり専門家の意見を取り入れるなど、できる限り支出を節減するものとする。
- 旅費、物品調達、物品管理、謝金・諸手当等の行政内部の管理業務について、「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」に基づき、業務改革（BPR）を積極的に推進する。
- ホームページの作成・管理業務について、引き続き、原則として職員が更新作業を行う。
- 各府省に共通する業務・システムについて、民間等の先行事例も参考としつつ、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を推進する。また、人事・給与等の内部管理業務については、引き続き各業務・システム最適化計画に基づき、業務の効率化や定員削減等の目標を定めた合理化計画の可能な限り早期の策定を図る。（随時）
- ネットワーク機器及びネットワーク周辺機器等の統合を更に推進し、経費の削減を図るため、「宮内庁情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」の見直し（新計画の運用開始は平成23年2月を予定）に向けて、準備を進める。
- 給与の全額振込について、引き続き、職員の協力を得つつ100%

の実施を継続する。

- 各部局の業務に関する情報の共有化について、既に職員専用電子掲示板を設けているところであるが、今後も同掲示板の活用に努める。

《取組実績》

・ C A D 端末等の調達

C A D 端末及び図面管理システムについて、業務の効率化のための見直しを実施し、「情報システムに係る政府調達の基本指針」に沿って調達を進めた。また、調達仕様書の作成に当たって C I O 補佐官のアドバイスを受けるとともに、コンサルタント契約を行い専門家の意見を取り入れ、効率的なシステム化を図った。

・ 旅費等の内部管理業務

同アクションプランに基づいて制定された「旅費業務に関する標準マニュアル」（平成 20 年 1 月 1 4 日各府省等申し合わせ）を踏まえ、旅費業務に係る規程類等の改正を行い、旅費の効率化に努めることとした。また、その他の業務については現在官民合同実務家タスクフォースにおいて抜本的効率化へ向けて検討を進めており、その結果を踏まえ、業務改革を積極的に推進することとしている。

また、平成 20 年度末までに地方公共団体との文書・書類のやり取りについて、霞ヶ関 W A N ・ L G W A N を活用した電子化の方針をまとめる。

5. アウトソーシング

（これまでの取組）

これまで、次の業務についてアウトソーシングを行ってきた。

- 地方支分部局等を含む庁舎の管理業務のうち、清掃業務及び設備維持管理業務の一部
- 情報システム（庁内 LAN）管理業務
- ホームページ用サーバシステムの管理業務
- 広報業務の一部

- 定期刊行物・ポスター等の梱包・発送業務の一部
- 職員研修業務のうち、語学研修及び研修講師派遣
- 翻訳・通訳業務の一部
- 皇居勤労奉仕団の受入れ業務補助の一部
- 三の丸尚蔵館展示室一般公開に伴う受付等業務
- 皇居東御苑の管理業務の一部
- 京都御所等の参観案内業務の一部
- 京都事務所における建築関係営繕保守業務（直営工事）
- 正倉院「正倉」外構公開監視業務
- 御料牧場における牧場生産品輸送業務
- 御料牧場の管理業務の一部
- 宮内庁病院における病院会計事務の一部
- 電話交換業務の一部（平成19年度及び20年度に一部実施）
- 宮内庁病院における給食調理業務

（今後の取組計画）

- 電話交換業務は、引き続き、職員の不補充を実施し、すべて民間委託を実施する。
- 新聞記事のクリッピング業務については、アウトソーシングの実施を検討する。
- これまでの取組で挙げた各業務等について、更にアウトソーシングの拡大の余地がないかどうか、当庁における各業務の特殊性を踏まえつつ、引き続き検討する。

《取組実績》

・ 電話交換業務

すべてアウトソーシングを実施

平成19年度（▲2人）、平成20年度（▲2人）、平成21年度（▲2人）

平成21年度予算額（業務委託費） 14,509千円

平成21年度予算における削減効果 ▲23,909千円

・ 宮内庁病院における給食調理業務

すべてアウトソーシングを実施

平成19年度（▲2人）

平成21年度予算額（業務委託費）	2,153千円
平成21年度予算における削減効果	▲10,653千円
・ 宮内庁病院における病院会計事務 一部のアウトソーシングを実施 平成17年度（▲1人）	
平成21年度予算額（業務委託費）	2,898千円
平成21年度予算における削減効果	▲2,946千円
・ 情報システム（庁内LAN）管理業務（平成21年度予算額）	
	21,192千円
・ ホームページ用サーバシステムの管理業務（平成21年度予算額）	
	65,554千円

6. IP電話の導入等通信費の削減

（これまでの取組）

- IP電話導入について費用対効果や技術面での検討を行った結果（平成20年6月）、IP電話を導入した場合に、期待していた費用削減効果が見込めないことから平成20年度の導入を見送ることとした。なお、平成17年度に電話交換機の交換に際して、IP電話にも対応できる電話交換機を導入したところ。
- 平成18年10月において、番号ポータビリティ制度を活用して携帯電話会社の変更を実施し、更なる通信費の削減を図った。（削減額年間約287千円）

（今後の取組計画）

- 通信費の一層の削減を図るため、費用面・技術面での動向を踏まえつつ、引き続き、IP電話の導入の適否について検討を行う。
- 通話料金の割引制度の更なる活用を図る。
- 引き続き、携帯電話の料金プランの見直しを行う。

《取組実績》

・ IP電話に関する取組

平成17年度に電話交換機の交換に際して、IP電話にも対応できる電話交換機を導入したところであるが、今後においても一層の削減を図るべく、検討を進める予定。

なお、平成19年度、平成20年度において、IP電話の導入について検討してきたが、現時点では、当庁が利用しているメンバーズネットにより十分な割引サービスが導入されているため、平成21年度にはIP電話の導入は行わない予定である。ただし、今後費用対効果が見込めた場合の導入を見据え、平成21年度以降においても検討を続けることとする。

(参考)

IP電話導入にかかる経費

初期工事費用	11,364千円
月額利用料金(試算平均)	1,284千円

現状(メンバーズネット割引を適用) : 月額 1,223千円

・ 固定電話に関する取組

平成19年6月において、固定電話料金の割引サービス(メンバーズネット:NTTcommunications商品)における割引率を上げる契約を実施し、更なる通信費の削減を図った。

引き続きメンバーズネット割引の適用を実施するが、更に割安な制度がある場合は、導入について検討を図る。

平成21年度における削減効果 約▲254千円

・ 携帯電話に関する取組

(番号ポータビリティ制度)

平成18年10月に番号ポータビリティ制度を活用して携帯電話会社の変更を実施した。

平成21年度における削減効果 約▲287千円

(料金プラン変更)

平成20年10月に携帯電話会社との契約を見直すとともに、最適な料金プランへの変更を実施した。

7. 統計調査の合理化

- 該当事項なし

8. 国民との定期的な連絡等に関する効率化

(これまでの取組)

- 発送業務の案件毎に検討を行い、費用が軽減するよう努めている。

(今後の取組計画)

- 信書以外の郵便物・荷物の発送について、メール便、宅配便等の活用を図る。このため、本庁でまとめて発送業務の入札を実施する。地方支分部局についても、年間の利用数量等を勘案し、本庁に準じた取組を実施する。
- 簡易書留で配達している郵便物の配達記録への変更、ゆうメールや大口発送による特別料金等の割引制度の活用などを進める。
- 他府省や地方公共団体等への通知・通達を電子的に発送できる電子文書交換システムの利用促進を図る。
- 平成20年度中に各部局から電子署名を付した文書を発送できるよう、霞ヶ関WAN・LGWAN経由電子文書交換システムの利用環境を整備する。

《取組実績》

平成20年度においては、メール便、宅配便の活用を図るため公募による単価契約を行った。なお、発送業務については、まとめて発送する事案はなかった(20.11.30現在)。

9. 出張旅費の効率化

(これまでの取組)

- 出張目的・日程については、これまでも精査を行ってきた。また、出張で航空機を利用する際には、国内外を問わず、特に事情のある場合を除き、割引航空運賃を利用することとした。また、旅費請求書の備考欄にその利用割引の名称を具体的に記させ、航空機の半券による事実確認を徹底するなど、適用する割引内容についても吟味し、旅費の適正な支給に努めた。
- 旅行命令等の事務処理を早期に行い、出張する職員がパック商品等を利用しやすい環境を整えるとともに、事情により旅行命令権者がやむを得ないと認める場合を除き、パック商品の利用を積極的に推進することとし、また、パック商品が利用できない場合においても、新幹線回数券など各種割引料金を極力活用するよう周知徹底を図った。
- 出張を行う際には、インターネット等を活用し、より経済的な経路の情報の収集に努めるよう指導した。
- 事務の省力化及び事故防止の観点から、職員に対する旅費の支給方法について、事務処理上合理的な理由がある場合を除き、現金払い及び受領代理人の口座への振込ではなく、本人の口座への直接振込とするよう、見直しを行った。

(今後の取組計画)

- 出張目的・日程については、引き続きより一層の精査を行うものとする。

また、最も経済的な経路の情報の収集が行えるよう、管理・チェックの体制を整えることとする。航空機利用及び鉄道利用の出張において、割引航空券等の利用予定の書面による事前の確認、割引航空券等の利用がない場合の理由書の徴求を全ての部局で行う。

内国出張及び外国出張について、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、割引運賃及びパック商品を利用し、航空機利用の内国出張及び外国出張における、割引航空券及びパック商品の利用率を、それぞれ70%以上とする。
- 「旅費業務に関する標準マニュアル」(平成20年11月14日各府省等申し合わせ)に基づき、旅費業務に係る規程類等の改正を行い、旅費の効率化に努める。
- 引き続き、職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及

び事故防止の観点から、事務処理上合理的な理由がある場合を除き、現金払い及び受領代理人の口座への振込ではなく、本人の口座への直接振込とするよう、見直しを行う。

- 引き続き、出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。

《取組実績》

- ・ 内国出張における取組実績
平成21年度予算における削減効果 ▲412千円
- ・ 外国出張における取組実績
平成21年度予算においては、割引航空運賃を利用できる外国出張はない。

10. 交際費等の効率化

(これまでの取組)

- 宮内庁の交際費は、宮内庁全体で年間百数十万円程度であるが、これまでも節約に努め、不用分が出たときには不用計上している。

(今後の取組計画)

- 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認する。
- 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。(平成16年度以降)
- 平成21年度においても、レクリエーション経費を原則廃止する。
- タクシーの使用については、深夜に使用する場合、打刻して記録に残した上で24時半以降の使用に限定する。

《取組実績》

- ・ 交際費については、その趣旨を徹底し、職務関連性を一層厳しく確認して支出している。
平成21年度予算における削減効果 ▲370千円

・レクリエーションの経費の取扱いについて、平成20年度は、契約、支出を行わないものとし、平成21年度の予算要求は行わないものとした。

平成21年度予算における削減効果

▲569千円

1 1. 国の印刷物等への広告掲載

○引き続き検討する

1 2. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(これまでの取組)

- 従前より、冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度を設定温度として運転管理を行っているとともに、職員に対し、冷暖房中は庁舎内の扉・窓を閉じること等を周知している。
- 従前より、OA機器類の節電、昼休みにおける事務室内照明の消灯等を庁内に対し呼びかけている。
- 両面印刷・両面コピーの徹底により、用紙類の使用量の削減を図った。
- 用紙類の年間使用量を部局単位で把握し、管理し、削減を図った。
- 使用済用紙の裏面使用を図った。
- 節水コマの取り付けについては、夏季における水不足の際の湯水対策として実施しているほか、各手洗所改修等の際に、洗面器の自動水洗装置等を設置するなどの節水対策を行った。

(今後の取組計画)

- 諸条件を考慮した上、太陽光発電設備の設置を行う。(平成21年度以降、予算化を進める。)
- 冷暖房温度の適正管理については、これまでの取組を継続し、冷暖房温度の適正管理を図るとともに、夏季においては政府全体として軽装での執務を励行する。

- コンピューター室の冷房について、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。
- 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）並びにこれに基づき宮内庁が温室効果ガスの排出削減等のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」及び「温室効果ガスの排出削減計画」に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」（環境省取りまとめ）等を踏まえて、蛍光灯の照明のインバーター化、OA機器及び照明のこまやかなスイッチオフ、簡易ESCO診断、遮熱効果の高いブラインドの導入、風の流れを考慮したパーテーション類の設置等のハード面・ソフト面の対策を推進すること等により、エネルギー使用量の抑制を図る。
- 庁舎の使用電力購入等に際しても公共調達効率化を図る。その際、省CO2化の要素を考慮した方式について、裾切り方式の活用促進を図るとともに、総合評価落札方式の検討を進める。
- 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を引き続き図る。
- カラー印刷については、業務の性質に応じ、真に必要な資料に限るなどして使用の抑制に努める。
- 使用済用紙等について、引き続きリサイクル業者の活用を推進する。
- 節水コマの取付け、センサー式水道の導入等により、引き続き節水を推進する。
- 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを極力図る。

《取組実績》

・ 太陽光発電設備

平成24年度までの4カ年で太陽光発電設備の設置を計画することとし、第1年目の計画を平成21年度予算に計上した。

（平成21年度予算額 134,164千円）

・ 電気・ガス・水道関係

平成21年度予算における削減効果 ▲29,915千円